

## <趣旨>

- 平成23年7月に策定した現行の基本方針については、集中復興期間終了前までに見直すこととされている
- 見直しにあたっては、既存の方針や復興の進展等を踏まえつつ、後期5か年の「復興・創生期間」(平成28~32年度)において、**重点的に取り組む事項を明らかにする**

## <概要>

### 1. 基本的な考え方

- **地震・津波被災地域**では、28年度にかけて多くの恒久住宅が完成。10年間の復興期間の「総仕上げ」に向けた新たなステージにおいて、新たな課題や多様なニーズにきめ細かに対応。
- **福島においては**、平成29年3月には避難指示解除準備区域等の避難指示解除等が進み、**本格的な復興のステージ**。福島の復興・再生は中長期的対応が必要であり、「復興・創生期間」後も継続して、**国が前面に立って取り組む**
- 人口減少等の「課題先進地」である被災地において、**被災地の自立**につながり、**地方創生のモデル**となるような魅力あふれる「**新しい東北**」の姿を創造

### 2. 各分野における今後の取組

- |                    |                                                                                                                |
|--------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 被災者支援（健康・生活支援） | ・ <b>避難生活の長期化に伴う心身のケア</b> 、住宅・生活再建支援など、 <b>ステージに応じた切れ目のない支援</b>                                                |
| (2) 住まいとまちの復興      | ・ <b>住宅再建</b> の計画通りの進捗、 <b>医療・介護提供体制の復興</b> 、 <b>被災地発展の基盤となるインフラ整備</b> の推進                                     |
| (3) 産業・生業の再生       | ・ <b>観光振興</b> 、 <b>水産加工業</b> の販路開拓支援、 <b>農業の大規模化</b> など <b>創造的な産業復興</b>                                        |
| (4) 原子力災害からの復興・再生  | ①事故収束（廃炉・汚染水対策）、②放射性物質の除去等、<br>③避難指示の解除と帰還に向けた取組の拡充等、④中長期・広域的な被災地の発展基盤の強化、<br>⑤事業・生業や生活の再建・自立に向けた取組の拡充（次ページ参照） |
| (5) 「新しい東北」の創造     | ・ <b>企業・大学・NPO</b> など民間の人材やノウハウの最大限の活用、 <b>蓄積したノウハウを被災地で普及・展開</b>                                              |

### 3. 復興の姿と震災の記憶・教訓 及び 4. フォローアップ等

- **東京オリンピック・パラリンピック、ラグビーWC**等の機会を活用した復興の姿の発信、**震災の記憶と教訓の伝承**
- 基本方針の実施状況等について**フォローアップ**、**3年後の見直し**